

川崎市レクリエーション連盟補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市レクリエーション連盟（以下「レクリエーション連盟」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ・レクリエーション活動（以下「レクリエーション」という。）の普及奨励を図り、本市のスポーツの推進やスポーツを通じたまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) レクリエーション連盟の維持・管理・運営事業
- (2) レクリエーションの普及・振興事業
- (3) レクリエーション団体の育成・援助事業
- (4) レクリエーション指導者の育成・派遣事業
- (5) その他、レクリエーションの普及奨励のために必要な事業

2 補助対象となる経費は前項の事業の実施に必要となる次に掲げるものとする。

謝礼金、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、会議費、材料費、出席負担金

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助の対象となる経費のうち自主財源充当額を除いた額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

(交付の申請)

第4条 レクリエーション連盟は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市レクリエーション連盟補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付決定通知書（第3号様式）によりレクリエーション連盟に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金を一括して交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 レクリエーション連盟は、第5条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、川崎市レクリエーション連盟補助金交付取下申請書（第4号様式）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 レクリエーション連盟は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 川崎市レクリエーション連盟補助金実績報告書（第5号様式）

(2) 補助事業等に係る収支決算書（第6号様式）

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、レクリエーション連盟に確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

(4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき

(5) 役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がいることが判明したとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、レクリエーション連盟に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第 12 条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

年度川崎市レクリエーション連盟補助金交付申請書

川崎市レクリエーション連盟補助金交付要綱第 4 条に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 申請金額
金 円
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の経費の配分及び使用方法
- 4 補助事業等の完了予定日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業等に係る収支予算書 (第 2 号様式)

補助事業等に係る収支予算書

〔収入の部〕

(単位:円)

科目	予算額	予算内訳
会費		
補助金		
参加費		
繰越金		
雑収入		
収入合計		

〔支出の部〕

(単位:円)

科目	予算額	自主財源	補助金 充当額	予算内訳
運営費				
役員諸費				
事務諸費				
交際費				
備品購入費				
負担金				
事業費				
レクリエーション指導 者養成等事業費				
レクリエーション振興 等事業費				
レクリエーション普及 促進等事業費				
その他事業費				
積立金				
予備費				
支出合計				

第3号様式

川崎市指令市ス第 号

所在地

名 称

代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市レクリエーション連盟補助
金については、次の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長名

交付条件

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得ること。
- 3 当該事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の場合を含む）は、川崎市レクリエーション連盟補助金事業実績報告書（第5号様式）を速やかに提出すること。
- 4 事業の支出額に係る支出内容を証する書類を整備し、帳簿とともに当該事業が完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- 5 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 正当な理由なく当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき
 - (2) 正当な理由なく当該事業を中止又は廃止したとき
 - (3) 偽りやその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき
 - (4) この交付条件に違反したとき
 - (5) 役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がいることが判明したとき。
- 6 事業終了後精算し残余が生じた場合は残額を市に返還すること。
- 7 この決定通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、14日以内に申請の取下げをすることができる。

第4号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

年度川崎市レクリエーション連盟補助金交付取下申請書

年 月 日付け川崎市指令市ス第 号により交付決定通知のあった 年度川崎市レクリエーション連盟補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、次の項に不服があるので取り下げます。

- 1 補助金の額
金 円
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 理由

第5号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

年度川崎市レクリエーション連盟補助金実績報告書

年 月 日付け川崎市指令市ス第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金についで、次のとおり書類を添えて報告します。

- 1 補助事業等の実施期間
- 2 補助事業等に要した経費
金 円
- 3 補助金交付額
金 円
- 4 補助金執行額
金 円
- 5 返納金額
金 円
- 6 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 補助事業等に係る収支決算書 (第6号様式)

補助事業等に係る収支決算書

〔収入の部〕

(単位:円)

科目	予算額	決算額	決算内訳
会費			
補助金			
参加費			
繰越金			
雑収入			
収入合計			

〔支出の部〕

(単位:円)

科目	予算額	決算額	決算額のうち 市補助金額	決算内訳
運営費				
役員諸費				
事務諸費				
交際費				
備品購入費				
負担金				
事業費				
レクリエーション指導 者養成等事業費				
レクリエーション振興 等事業費				
レクリエーション普及 促進等事業費				
その他事業費				
積立金				
予備費				
支出合計				

第7号様式

川市ス第 号
年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

様

川崎市長名

年度川崎市レクリエーション連盟補助金の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました 年度川崎市レクリエーション
連盟補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助金交付確定額
金 円
- 3 過払いの補助金の返還命令額
金 円

事業の支出額に係る支出内容を証する書類を整備し、帳簿とともに当該事業が完了した月の
属する年度の終了後5年間保存しておくこと。